SEO業務委託契約書

(委託者)株式会社松岡工業(以下「甲」という。)と(受託者)スペースナビ株式会社(以下「乙」という。)は、以下のとおりSEO業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(契約の目的)

甲は乙に対してSEO業務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条 (委託業務の内容)

本契約において、乙が甲に対して提供する業務(以下、「委託業務」という)は次の通りとする。

- (1) 甲のwebサイト(http://matsuoka106.com)に対するSEO対策の実施
- (2) 甲のwebサイト(http://matsuoka106.com)に対する半年間の改善・助言
- (3) 甲のwebサイト(http://matsuoka106.com)のアクセス解析

第3条 (委託業務の遂行方法)

- 1 乙は委託業務をスペースナビ株式会社に担当させ、それ以外の会社に担当させない。
- 2 乙は毎月1回、スペースナビ株式会社に甲へ業務の進捗・方針に関するミーティングを行う。
- 3 乙は毎月末日までに、委託業務の進捗、成果について記載したレポートを作成し、甲に提出する。

第4条 (再委託)

乙は委託業務を第三者に再委託しない。

第5条(契約期間)

1 本契約の有効期限は本契約締結日より半年間とする。

第6条 (報酬と報酬の支払時期)

- 1 甲が乙に支払う報酬は、135万円(税込み)とする。乙は、報酬を甲に請求し、甲は、請求対象月の翌 月末日までに、乙の指定する金融機関口座に支払うものとする。
- 2 報酬の支払に必要な振込手数料は、甲の負担とする。

第7条 (知的財産の帰属)

委託業務の過程で作成された著作物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)、及び 委託業務の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等に係る知的財産権は、全て甲に帰属す るものとする。

第9条(秘密保持)

- 1 本契約において、「機密情報」とは、甲および乙は、本契約に関連して知りえた相手方の技術上・ 経営上の一切の秘密、及び甲乙間の取引内容に関する情報をいう。ただし、以下のものはこの限 りでない。
 - (1) 相手方から知得する以前にすでに所有していたもの
 - (2) 相手方から知得する以前にすでに公知のもの
 - (3) 相手方から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をともなわずに知得したもの
- 2 本契約において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条1項に定める情報をいう。
- 3 甲及び乙は相手方より受領した機密情報及び個人情報を厳に秘密として保持し、善良なる管理者 の注意をもって管理・保管するものとする。
- 4 甲及び乙は、本件取引の遂行以外のいかなる目的のためにも機密情報及び個人情報を利用してはならない。

- 5 甲及び乙は、本件取引の遂行のために第三者に機密情報又は個人情報の全部又は一部を開示する場合には、事前に書面による相手方の許可を得なければならない。また、開示の範囲は必要最小限の範囲とし、かつ、当該第三者に対し監督その他必要な措置を講ずるものとする。
- 6 甲及び乙が、法令、官公庁又は裁判所の処分・命令等により機密情報又は個人情報の開示要求を受けた場合、当該開示要求に対し、必要最小限の範囲及び目的に限り、機密情報又は個人情報を開示することができるものとする。この場合、できる限り早い時期に相手方に対して当該開示について通知するものとする

第13条(合意管轄)

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の 専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年09月01日

甲(住 所) 〒992-1123 山形県米沢市万世町桑山1554-16

(名 称) 株式会社松岡工業

印

乙(住 所) 〒175-0083 東京都板橋区徳丸3丁目41番31号清春荘202号

(名 称) スペースナビ株式会社

